

Q 子供の親権、どう決める？

妻と結婚して10年近くになります。8歳と5歳の子供がいますが、妻との関係が悪く、離婚を視野に入れて話し合いを行っているところです。ニュースを見ていると、男性が親権を持つケースもあるようですが、親権について、どのように決められるのでしょうか。

法律 相談室

親権とは、子を監護・教育するための権利と義務のことと言います。両親が結婚している間は、共同で行使するのが原則ですが、離婚した場合には父親か母親のどちらか一方のみが単独で親権を持つことになります。

話し合いで決まらなければ、家庭裁判所による調停を行ふことになります。調停はあくまで当事者同士の話し合いですが、中立的な調停委員に間に入つてもらつて解決を図ることになるので、当事者のみの場合と比較すると話し合いが進むケースが多いと言えます。

裁判所は様々な要素を勘案して親権者を決定することになりますが、親側の事情（監護する能力の有無や居住・教育環境など）と、子側の事情（年齢や性別、兄弟・姉妹関係、自身の意向など）を総合的に考えて判断するものとされており、離婚の原因がどちらにあつたかについては、あま

話し合いや調停で決定

合、どちらが親権者になるかを決める限り、離婚することができます。

通常は離婚訴訟を提起し、裁判所に決めてもらうことがあります。

り考慮されないと言われて
います。

このような流れで親権が
決まりますが、それぞれの
事情などにより異なるの
で、実際に親権について悩
んでいる場合は弁護士に直
接、相談することをお勧め
します。



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。